

第6回 明日の裁判所を考える懇談会の話題事項 (家庭裁判所の機能の充実のために)

1 家事調停の充実

(1) 離婚調停の機能

離婚調停の現状について、どのようにお考えですか。約6割の事件で話し合いによる解決が図られている現状をどのように評価されますか。

○ 離婚調停の利用状況

・ 離婚総数はここ10年、急激に増加していますが、調停離婚の増加はそれよりも低く、その結果、離婚総数に占める調停離婚の割合が年々減少する傾向にあります。

○ 困難化の傾向

・ 家庭の在りようや家庭観が多様化していることなどから、紛争は激化し、その調整に困難をきたすものが多くなっています。

・ 夫が定年を迎える時期に妻が自立を求める熟年夫婦の離婚、友達感覚で簡単に婚姻しさいなことから破綻する若年夫婦の離婚、少子化や父親の育児参加などの意識の変化から、子を奪い合うなど親権を巡って激しく対立するケースが増えています。

○ 調停の解決機能

・ 調停成立率は、ここ10年間、44.1パーセントから46.4パーセントに上昇していますが、不成立率もこの間に17.3パーセントから19.6パーセントに上昇しています(なお、取下げのうちにも、協議離婚が成立したり、円満同居によって、解決が図られたものがあります。)

(2) 調停委員の資質能力

家事調停事件の紛争解決機能を一層向上させるには、調停委員の資質向上が急務と考えられますが、調停委員の現状についてどのようにお考えですか。困難化する家事紛争を担当するに相応しい有能な人材を確保するためにどのような方策があるとお考えですか。

○ 調停委員の構成

- ・ 調停委員の年齢を見ると、男女とも60歳代が最も多く、職業別では男性が専門家(有資格者)が多く、女性が無職が多くなっています。
- ・ 調停委員の資質については、柔軟な思考力に乏しく、旧来の価値観や自己の信条を押しつける、ジェンダーの視点に欠ける者が多いといった指摘もあります。

○ 調停委員の選任方法

現在は、関係団体等による推薦を受けた者や自薦者に対し、裁判所関係者が書面審査や面接審査をして候補者を選任しています。

- ・ 困難化する家事紛争を担当するに相応しい人材を確保するにはどのような方策があるとお考えですか。
- ・ 調停委員の選任方法や適格性の審査について裁判所関係者以外の視点を採り入れることについてどのようにお考えですか。また、そのためにはどのような方策があるとお考えですか。

2 少年審判運営の在り方

(1) 処遇選択の在り方

非行を犯した少年に対する家庭裁判所の処分について、どのように思われますか。一方で、処分が甘い、被害者の立場や社会の受け止め方も考えてもっと厳しくすべきだという声があり、他方で、少年についてはその更生を第一に考えるべきという声がありますが、いかがでしょうか。

○ 処分の在り方に関しては、次のような考え方があります。

- ・ 少年は人格が未熟である反面、可塑性に富んでいるので、非行を犯した少年に対しては、刑罰による非難を加えるよりも、教育を行うことが、少年の健全な育成に役立つ。
- ・ 少年審判は、犯罪少年を対象としている以上、国の司法制度の一環として、社会公共の安全を維持するという機能も果たす必要がある。

○ 少年法20条2項の立法趣旨

- ・ 故意の犯罪行為によって人を死亡させる行為は、自己の犯罪を実現するため何物にも代え難い人命を奪うという点で、反社会性、反倫理性の高い行為であり、このような重大な罪を犯した場合には、少年であっても刑事処分の対象となるという原則を明示することが、少年の規範意識を育て、健全な成長を図る上で重要である。

(2) 被害者に対する配慮の充実

少年法改正により、被害者による記録の閲覧謄写や意見陳述の制度が導入され、その運用状況は資料9のとおりですが、どのように思われますか。被害者が加害少年に対する審判を傍聴することを認めることについて、どう考えますか。

○ 被害者の審判傍聴に関しては、次のような指摘があります。

- ・ 被害者は、少年審判においてどのような審理がされているかを知りたい。また、被害者の意見が審判に反映されるよう自分たちの意見を言いたい。
- ・ 被害者が審判を傍聴できることとした場合、少年や保護者等の関係者がプライバシーに関する事項等について発言することをためらい、家庭裁判所が必要な情報を得にくくなり、適正な処遇選択に支障がある。また、少年の情操の安定や内省の深化が妨げられる。